

帰宅困難者支援に関する協議会設立趣意書（案）

1. 設立趣意

平成 23 年に発生した東日本大震災では、首都圏において多くの鉄道が運行停止し、道路においても大規模な渋滞が発生するなど多くの公共交通機関の運行に支障が生じ、鉄道等を使って通勤・通学をしている人々の帰宅手段が奪われ多くの帰宅困難者が発生した。

大阪府においても、近い将来南海トラフ巨大地震の発生が危惧されるなど大規模地震がいつ発生するとも限らず、発生時には、道路や鉄道等の施設被害、交通規制等により、公共交通機関の途絶や一般自動車等の通行不能等が生じ、大勢の人が通勤・通学先や所用先等から自宅への帰宅が困難になることが見込まれる一方、帰宅を急ぐ人が街中に溢れることにより緊急車両の通行支障、看板の落下等による怪我、将棋倒しなど都市部を中心に街中が大混乱する恐れがある。

こういったことを未然に防ぐためには、関係機関が、迅速かつ的確な災害情報を発信するとともに、これを踏まえ地震発生時に府民一人ひとりが「むやみに移動を開始しない」という原則の下、関係機関のみならず各事業者等が発災時に備え、平素からの必要な備えと円滑な対応ができるよう備えておく必要がある。

そのため、国、地方公共団体、民間企業等様々な主体がその役割分担の上で、大阪都市圏における在勤者、滞在者等に対して、取組むべき対策の方向性を協議し共通認識を持つとともに、大規模地震発生時に主に課題となる「一斉帰宅の抑制」、「ターミナルでの混乱防止」、「帰宅支援」について、各事業者等による実行計画の策定にあたっての必要なガイドラインを作成・提示し、事業者の取組みを働きかけていくために「帰宅困難者支援に関する協議会」を設立する。